

川俣町議会に関するアンケート 設問と用語の解説

問11 設問の解説・地方自治と議会について

【解説】

日本国憲法の第8章で「地方自治」として、住民の意思を反映した地方自治の確保が明文化されています。

第93条で「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として、議会を設置する」と定められており、議会が行政全般にわたる具体的事務の処理についての、住民の「意思決定機関」となっています。

一方で、町長には、予算の「編成権」と「提案権」、そして「執行権」が与えられていますが、議会の議決（「議決権」＝「住民意思の決定」）がなければ執行できない建前がとられています。

このように、町長と議会が、それぞれの権限に基づいて役割を果たす仕組みを「二元代表制」と呼んでいます。

問13 選択肢の用語の解説

【解説】

全国では、議員のなり手不足対策として、次のような取り組みを行っている事例があります。

・「子ども議会」「女性議会」

議員のなり手不足対策や、町政への関心を高め、意見を出してもらう機会として、子どもや女性を議員に見立てて模擬議会を開く取り組み

・「政策サポーター制度」

公募や推薦により選ばれた住民が、政策に関する議論や住民の意見聴取、アンケート、調査協力などをして、議会活動をサポートする取り組み

・「議会モニター制度」

公募や推薦により選ばれた住民が、議員と年に数回の会議を開催するなどして、住民意見や提言を議会運営に反映させていく取り組み

問 1 4 設問の解説・町の議員の処遇について

【解説】

・町長など、町当局と、議員の処遇を比較すると次のとおりとなります。

役 職	給与・報酬 (月額)	期末 手当	共済 制度	退職金	年金	備考
町長	846 千円	○	○	○	○	通勤手当 等あり
副町長	676 千円	○	○	○	○	
教育長	635 千円	○	○	○	○	
議長	338 千円	○	×	×	×	出席 1 日
副議長	254 千円	○	×	×	×	につき日
議員	228 千円	○	×	×	×	当あり

※○はあり、×はなし

- ・議員年金は平成 23 年 6 月 1 日に廃止されています。
- ・議員には共済制度はなく、国民健康保険などに加入する必要があります。
- ・議員には、報酬のほかに、出席 1 日につき費用弁償として、日当と、車賃、そのほか出張の際の旅費が公費で支払われます。
- ・全国では、月額で 1 万円程度の政務活動費が支払われる議会もありますが、川俣町議会では、支払われません。
※政務活動費・・・議員が調査活動、その他政務活動をするための経費の一部を公費から支出するものです。支給を受けた場合は、その用途を明らかにするため、収支報告書を提出します。
- ・議員の仕事は、議会定例会の会議出席（休日を含めた会期は年間約 40 日。休日を除くと実日数 28 日程度）のほか、定例の全員協議会が約 15 日、そのほか研修、調査のための出張が 5 日程度で、公務としては年間約 50 日から 70 日ですが、そのほか、地域行事への出席や、困りごとの相談・行政への要望の受付（請願）など、議員活動は大変幅広くなっています。

【参考】

- ・現在の町議員は、1 期目が 5 人、2 期目、3 期目、4 期目が 1 人ずつ、5 期目が 2 人で、6 期と 7 期が 1 人ずつとなっています。